

海外渡航中、急病やケガでやむを得ず現地の医療機関で治療を受けた場合、申請により医療費の一部が支給されます。

支給対象は日本国内で保険診療として認められている治療に限ります。はじめから治療目的で海外へ渡航した場合は、原則対象外ですが、一定の条件を満たしたうえで海外で行う臓器移植については支給対象となる場合がありますので、事前に高知市 保険医療課 給付担当（電話番号088-823-9359）にご相談ください。

申請に必要なものは以下の7点です。

- ① 本人確認書類
- ② 診療内容明細書・領収明細書
- ③ 上記明細書等の日本語翻訳文
- ④ 渡航確認書類
- ⑤ 世帯主の預金口座番号
- ⑥ 調査に関わる同意書
- ⑦ いんかん

必要書類等を事前に高知市 保険医療課 給付担当（電話番号088-823-9359）に確認してください。

問い合わせ先

高知市 保険医療課 給付担当 電話番号088-823-9359